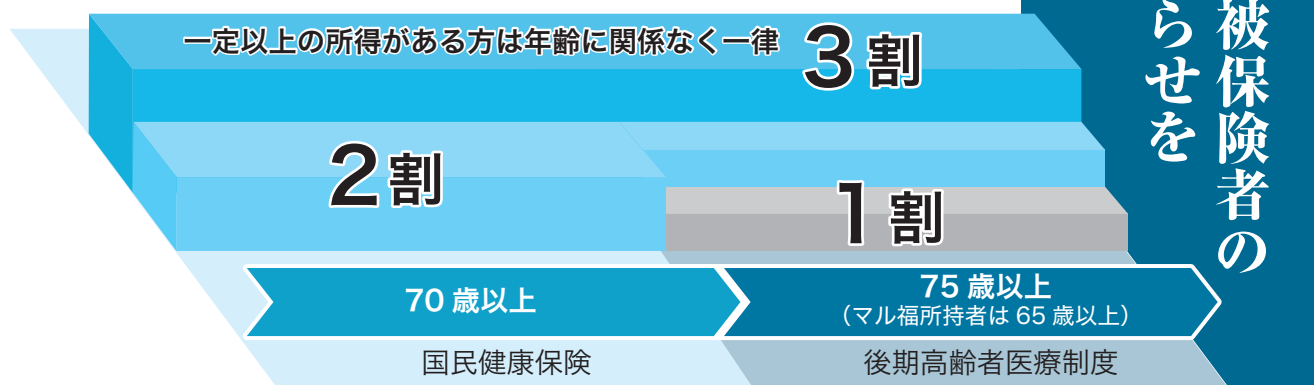


マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、マイナ保険証をお持ちの方(一部を除く)には資格情報のお知らせをお送りします。医療機関等でマイナ保険証が読み取れない時などは、一緒に窓口に提示してください。なお、マイナ保険証をお持ちでない方等には、8月1日から有効となる新しい資格確認書を交付します。

医療制度の種類とマイナ保険証の保有状況等			交付される書類
国民健康保険 【6月下旬から送付】	マイナ保険証を	持っている	資格情報のお知らせ
		持っていない	資格確認書
後期高齢者医療制度 【7月中旬から送付】	84歳以下で (一部65～74歳) マイナ保険証を	持っていて、 直近1年以内に6回以上利用があり、かつ3か月以内に利用がある方	資格情報のお知らせ
		持っているが、利用実績が 上記未滿	資格確認書
		持っていない	
	85歳以上	マイナ保険証の有無に関わらず全員	

■医療機関の窓口で支払う一部負担金について

70～74歳の国保加入者および後期高齢者医療被保険者の医療費の自己負担割合は、前年の住民税課税所得に応じて決められ、毎年8月1日から1年間適用されます。



種別	判定基準	医療費の負担割合
国民健康保険	同じ世帯で国保に加入している70歳から74歳の被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	3割
	年収が一定額以下(例①、②)で申請した場合 例) ①2人以上の世帯で収入の合計が520万円未滿 ②単身世帯で収入が383万円未滿	2割
	上記以外の場合	
後期高齢者医療制度	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	3割
	同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税課税所得が28万円以上の方がいて、次の①または②に該当する場合 ①被保険者数が1人の場合 年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②被保険者数が2人以上の場合 年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	2割
	上記以外の場合	1割

※所得に応じて自己負担割合等が決まります。申告の必要な方は忘れずに申告をしてください。

高額療養費の自己負担限度額が変わります

■自己負担限度額とは？

1か月に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。令和8年8月(入院時食事代は令和8年6月)からの限度額は以下のとおりです。限度額は70歳未満のひと70歳以上のひとで異なります。

また、マイナ保険証の利用により、窓口でのお支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。

◆70歳未満の人の限度額

所得区分		3回目まで	4回目以降	年間上限
ア	所得 901 万円超	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%	140,100 円	168 万円
イ	所得 600 万円超 901 万円以下	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%	93,000 円	111 万円
ウ	所得 210 万円超 600 万円以下	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1%	44,400 円	53 万円
エ	所得が 210 万円以下 (住民税非課税世帯除く)	61,500 円	44,400 円	53 万円
オ	住民税非課税世帯	36,900 円	24,600 円	29 万円

◆70歳以上の人の限度額

所得区分	外来 [個人単位]		外来 + 入院 [世帯単位]	年間上限
現役並み所得者Ⅲ 課税所得 690 万円以上	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1% 4 回目以降 140,100 円			168 万円
現役並み所得者Ⅱ 課税所得 380 万円以上	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1% 4 回目以降 93,000 円			111 万円
現役並み所得者Ⅰ 課税所得 145 万円以上	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1% 4 回目以降 44,400 円			53 万円
一 般 課税所得 145 万円未満等	22,000 円	61,500 円 4 回目以降 44,400 円		53 万円
低所得者Ⅱ	11,000 円	25,700 円 4 回目以降 24,600 円		29 万円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,700 円		18 万円

◆入院時の食事代(1食あたり)

所得区分	標準負担額		
住民税課税世帯	550 円		
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去 12 か月の 入院日数	入院 90 日まで	270 円
		※入院 90 日超(長期入院該当)	220 円
低所得者Ⅰ	130 円		

※長期入院該当の方が食事代の減額を受けるには、マイナ保険証の利用にかかわらず申請が必要です。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の方で、住民税非課税世帯〔オ〕、または低所得者Ⅱに該当し、過去1年間の入院日数が90日を超えた方は、国保年金課で申請を行ってください。

【持参するもの】

◇資格確認書またはマイナンバーカード ◇入院証明書や領収書等入院日数が確認できるもの

【申請先・問合せ】 国保年金課 ☎ 029-288-3111 (内線 142・143・144)